

『空白勤務』指定は、変形労働時間制の条件を満たしていない！！ 労基法違反だ！！

JR東海では、変形労働時間制が採用されています。しかし、新幹線乗務員は『空白勤務』指定がされており、変形労働時間制の条件を満たしておらず労基法違反なのです。

労基法32条の2に基づく1ヶ月単位の変形労働時間制では、1ヶ月単位のトータルで平均して週40時間を超えないことが条件となります。そして、その変形労働時間制の場合、その開始前（したがって、前月末まで）に、あらかじめ休日、休暇、各週・各日の労働時間及び始・終業時刻を具体的に定め、明示する必要が労基局から通達されています。したがって、「空白勤務」指定などあり得ないのです。

変形労働時間制（労基法32条の2）違反で、適用出来ないとどうなるのか？

1日8時間を超える時間分の超過勤務手当を支払え！！

労基法32条に定められた労働時間が適用されることとなり、1日の法定労働時間（8時間）を越える時間は、超過勤務として会社は、超過勤務手当を支払わなければならないのです。

したがって、私たち新幹線乗務員の場合、泊まり勤務が基本となっていますが、1日単位で法定労働時間（8時間）を超える時間については超過勤務として、超過勤務手当の請求が出来るのです。

会社は、『空白勤務』指定を止めるか？

超過勤務手当を支払うのか？

二者択一を迫られることになります！！

さあ、会社はどちらを選択するのか？